

平成30年度第2回庄原市学校・警察連絡協議会

開催日：平成30年12月10日（月） 開催場所：庄原市総合体育館第2会議室

参加者：庄原警察署、北部子ども家庭センター、庄原市主任児童委員、庄原市内県立高等学校、庄原特別支援学校
庄原市内小・中学校、広島県教育委員会、庄原市児童福祉課、庄原市教育委員会

広域化、低年齢化する児童生徒の問題行動及びいじめ問題等について、学校と警察、関係機関等が情報交換を行い、組織的な連携を深めることを通して、児童生徒の問題行動及びいじめの未然防止を図ることを目的とし、研修会を行いました。

【講話】 「少年非行の現状と課題について」

庄原警察署 生活安全刑事課長 百合園 大樹

- ・ 広島県内の非行少年の検挙・補導状況は、昨年度と比較して約2割減少している。しかし、小学校の減少率が低いことが課題である。**児童買春、ポルノに係る検挙・補導状況は、平成29年は9人であったが、平成30年は23人と増加**している。児童生徒が被害者にならない指導が必要である。
- ・ 広島県では、サイバー補導（児童生徒が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、客を装った警察官が書き込みを行った人物と接触を図り、注意・指導する取組）を平成25年から実施しており、7月を強化期間とした。広島県内で11人を補導している。そのうち8人がツイッターの利用によるもので、遊ぶための小遣い稼ぎのためにやったとのこと。インターネットを通じた買春は、男子がターゲットになった事例もある。このような事案を防ぐために、保護者の理解・協力（危険性を知る、ルールづくりをする、フィルタリングをする等）を得ることが第一歩である。警察は、携帯会社等と協力して、中学校の入学説明会において、安易に動画像を送信することで、不特定多数に拡散し、取り返しがつかなくなることを指導・啓発している。
- ・ 世の中は、見て楽しい、興味を惹くYouTube等の動画が溢れている。新聞にも掲載された中学生の「気絶遊び」の動画等は、**見た人から評価を得たい、遊び感覚で真似をしたいという思いが先行し、見た人がどう思うかまで考えていない。このような問題があった場合は、早い段階で警察に相談し、対応策を一緒に考えていきたい。**



【講話・演習】 「いじめの現状及びいじめ問題への対応について」

庄原市教育委員会 教育指導課 指導主事 高見 省吾

- ・ 平成30年度11月末現在の**庄原市内小・中学校におけるいじめの認知件数は、114件（過去最高）**となった。各小・中学校でいじめの定義等について研修を重ねていくことで、いじめに対する感度が高まり、いじめを積極的に認知した結果である。
- ・ いじめの問題については、**いじめの定義について限定的に解釈しないようにすることやいじめの認知件数がゼロであった場合は、そのことを児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認することが求められる。**また、いじめられていても当該児童生徒がそれを否定する場合が多々あることを踏まえて対応することやアンケートで何らかの訴えがあった場合いじめとして認知する必要がある。
- ・ いじめの対応については、「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月文部科学省初等中等教育局生徒課）等による研修を行い、状況に応じて組織的に対応できる体制を整備する。

【研究協議の様子】



【研究協議後の発表】



（事後アンケートより）

- ・ いじめの対応についての事例演習では、様々な視点からの対応について考えることができた。「いじめ対策に係る事例集」を参考にし、対応の仕方について定期的に校内研修を行っていきたい。
- ・ SNS を通したいじめ等へのアンテナを高く張り、対応していくことを職場で研修し、いざという時に備えたい。また、学校だけで完結しない事例もあるので、保護者理解を深めるために関係機関との連携をさらに推進していきたい。

【指導・助言】

広島県教育委員会 学校経営支援課 総括指導主事 大原 隆

- ① 平成29年度の広島県のいじめの認知件数は前年度と比較してほぼ倍増している。しかし、1000人あたりのいじめの認知件数を**全国平均30.9人と比べると広島県平均は14.9人と低い**のが現状である。国立教育政策研究所の調査によると、児童生徒のいじめの加害・被害経験は約9割となっていることから、いじめの定義に基づいた認知が学校において十分になされていないのではないかと指摘もある。大事なはいじめによる不登校や嫌な思いになることを防がなければならない。
- ② **いじめ問題への対応についての好事例**
 - ・ まず、大人がいじめについて考えることが必要と捉え、地区内の数校の保護者が合同でいじめの問題について研修した。
 - ・ 生徒会の代表者がいじめの四層構造について全校生徒に説明した後、いじめの傍観者にならないことを訴えるとともに、そのために具体的に何ができるかを考え、決意表明した。
 - ・ 児童会がいじめ防止のキャラクターを作成するとともに全校児童でいじめの入り口となる言動を考えた。その後、いじめを無くすための行動宣言を出した。
- ③ いじめを学校だけで発見するのは難しい。広範囲で起こっていることから広範囲の連携が必要である。いじめの問題で警察連携が必要だろうかといった意見もあるが、**被害児童生徒を守ることが何より大事**である。学校は被害児童生徒を守ってくれるという取組の一つとして警察連携がある。また、貧困のあらわれによるいじめは、関係児童生徒の仲直りだけでは本当の解決にはならない。**真の要因を好転させることが大事**である。児童生徒の安全・安心のために協力体制を築いていきましょう。